

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第807回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成30年11月27日（火）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 第三会議室

3. 出席者（17名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	7 番 澤田 誠規
8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司	10 番 寺田 巧
11 番 羽賀 大透		

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 欠席者（1名）

6 番 小川 節美

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について

○議長　　これより、第807回宿毛市農業委員会総会を開会いたします。
本日の「議事録署名委員」の指名を行います。「議事録署名委員」は、10番寺田巧委員、11番羽賀大透委員にお願いします。
なお、6番小川節美委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議長　　これより議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員より、議案の説明をお願いします。

○事務局員　　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
今回の3条許可申請は2件で、いずれも売買になります。
番号15番。場所は2ページに位置図をつけております。大字二ノ宮、高石地区。場所は、地区内の大きく4か所に分かれており篠川沿いに広がる農地及び今は空き家となっておりますが、かつて母親が居住していた自宅周辺の農地のあわせて9筆です。
譲渡人は、母親が亡くなったため農地を相続したものの、市外に居住し会社員として勤めており他に後継者がいないため、農地を譲り渡すこととなり今回の申請に至っております。
売買で、取得後は田では水稲を、畑では季節野菜を作るとの計画が出されております。
本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして番号16番。場所は3ページに位置図をつけております。大字山田、竹部地区。場所は大きく3か所に分かれております。
売買で、取得後は田では水稲を、畑では季節野菜を作るとの計画が出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

なお、2件とも譲受人の現在の耕作状況は0となっておりますが、今回の申請において、取得後の合計面積はいずれも宿毛市での下限面積30aを上回ることから許可要件を満たしていると考えておりますのであわせて申し添えます。今回の3条許可申請は以上になります。

○議 長 続きます、受付番号15番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いします。

○山本委員 【議案書をもとに15番朗読】
山本委員より発言。

○議 長 続きます、受付番号16番について、山田地区担当の今津委員より説明をお願いします。

○今津委員 【議案書をもとに16番朗読】
今津委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」の2件は、許可することに決しました。

○議 長 続きます、協議事項に入ります。
非農地の報告について、事務局と委員よりお願いします。

○事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。
番号33番。申請場所、所在地坂ノ下。登記地目畑1筆。地図の方は5ページになります。場所は、国道321号線沿いの幡多土建大浦第2倉庫を

奥に入った土地で、約 50 年前から耕作放棄し山林となり現在に至る。

次に、番号 3 4 番。申請場所、所在地坂ノ下。登記地目畑 4 筆。地図の方は 6 ページになります。場所は、国道 321 号線沿いの幡多土建大浦第 2 倉庫を奥へ入った土地で、約 50 年前から耕作放棄し現在に至る。

次に、番号 3 5 番。申請場所、橋上町楠山。登記地目畑 1 筆、田 2 筆。地図の方は 7 ページになります。場所は、主要地方道宿毛津島線を楠山方面に進み日平農村公園から更に奥に入った土地で約 50 年前から耕作放棄し現在に至る。

次に、番号 3 6 番。申請場所、所在地高石。登記地目畑 5 筆。地図の方は 8 ページになります。場所は、高石地区に入り天神橋を右折し奥に入った土地 4 筆で昭和 60 年頃から耕作放棄し山林となり、残りの 1 筆 2868 番 2 は、高石集会所を左折し奥に入った土地で平成 14 年に物置を建築し現在に至る。

次に、番号 3 7 番。申請場所、所在地二ノ宮。登記地目田 1 筆。地図の方は 9 ページになります。場所は、二ノ宮橋を渡り左折し河原谷川に沿って奥に入った土地で申請者の所有地 1430 番、1431 番、1432 番（本年 4 月に受付番号 2 番として転用申請し県から 8 月 10 日付で転用許可）に隣接する法定外公共物で 15 年以上も前から田の畔道として利用していたものを 9 月 14 日付けで宿毛市土木課から購入したもので、登記地目は道路となるものと考え、太陽光パネルを設置し現況は雑種地となる。

以上 5 件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号 3 3 番及び 3 4 番について、坂ノ下地区担当の山口委員お願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに 3 3 番及び 3 4 番について朗読】
山口委員より発言。

○議長 続きまして、受付番号 3 5 番について、楠山地区担当の濱田委員お願いいたします。

- 濱田委員 【議案書をもとに35番について朗読】
濱田委員より発言。
- 議 長 続きまして、受付番号36番及び37番について、二ノ宮地区担当の山本委員お願いいたします。
- 山本委員 【議案書をもとに35番及び37番について朗読】
山本委員より発言。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- (審議中)
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
非農地証明5件につきましては、審議の結果問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしとすることですので、非農地証明5件は、証明することに決しました。
- 議 長 続きまして、宿毛市の下限面積の設定について議題といたします。
宿毛市の下限面積については、先の農地法改正時において「30a、ただし、沖の島地区については10a」と設定しております。
この下限面積の設定については、毎年、委員会総会にて協議する必要がありますので協議いたします。事務局より説明をお願いします。
- (下限面積の設定について)
- 事務局員 それでは、委員の皆さんに協議をしていただきたい件について、事務局から説明いたします。配布いたしました資料2をご覧ください。

これは毎年のことになりますが、農地の下限面積についてです。下限面積は農地法第3条第2項第5号で決められており、簡単に申し上げると、農地を取得する場合には、北海道は2ha、都府県では50aの面積を持っている方じゃないといけませんよ、というものです。さらにこの法律の中では農業委員会が農林水産省令の基準に従ってであれば50aではなく「別段の面積」を決められる、ということになっていまして、当市ではそれに基づいて沖の島が10a、それ以外は30aというように決めているところです。前置きが長くなりましたが、農林水産省から、この「別段の面積」については毎年検討し公表することと言われているため、特に変更がないと思われる場合であっても、年に1回協議をお願いしております。現状のままでもよいということであっても、現状のままでもよいことを一旦ここで決定していただければと思います。なお、近隣市町村は全て30aとなっておりますので申し添えます。ご協議をよろしくお願いいたします。

○議 長 事務局から説明がありましたが、下限面積の設定についてご意見ありませんか。

(審議中)

○議 長 それでは採決をいたします。
宿毛市の下限面積については、別段の面積の基準 農地法施行規則第20条に基づき協議した結果、別段の面積として「30a、ただし、沖の島地区については10a」と設定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、宿毛市の下限面積については「30a、ただし、沖の島地区については10a」と設定することに決しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局員 続きまして、事務局から3点報告いたします。
(農業祭での農業者年金相談コーナー開設について)
続きまして、農業祭での農業者年金相談コーナー開設についてご説明いたします。議案に同封しております資料1をご覧ください。
農業者年金の加入推進の取り組みとしてご案内のとおり、例年開催され

ております農業祭へ今年も農地・農業者年金相談コーナーを開設いたします。日時は次の日曜日（2日9:00～16:00）。当日は、相談コーナーを宿毛支所の3階へ開設し、事務局、農業者年金加入推進部長である田村委員を中心に、農地や農業者年金の相談対応にあたります。

なお、広報すくも12月号に農業者年金加入についてのお知らせとあわせて相談コーナー開設する内容を掲載し呼びかける事しております。

昨年度は、目標を上回る3名の新規加入につなげることができました。

配布資料にもありますように、農業者年金の制度の周知とともに節税効果を前面に押し出し、今年度2名の新規加入を目指しておりますので、つきましては、委員の皆さまからも、若い農業者や農業者年金に興味関心がありそうな方へご周知いただきますようお願いいたします。

（次回総会の日程について）

次に、次回総会の日程についてお知らせします。12月21日（金）午後1時30分から行います。

なお、申請書類受付は先週21日水曜日に締め切っており、議案送付は12月14日木曜日の予定です。

（活動記録簿の提出について）

最後に活動記録簿の提出のお願いです。新年度より記入をお願いしております活動記録簿について、これまでの内容を確認したく次回総会の時に提出いただきますようお願いいたします。

なお、皆さまから提出いただきました記録簿は、事務局で内容を確認、点検を行い後日郵送にて返却する予定です。提出についてお忘れのないようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○議 長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議 長 ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長　それでは、以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これで第807回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分閉会

平成30年11月27日

会　長

農業委員

農業委員